

中間貯蔵施設の概要

- 福島県内では、除染に伴い発生した放射性物質を含む土壤や廃棄物等が大量に発生。
- 現時点で最終処分の方法を明らかにすることは困難。
- 最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するために中間貯蔵施設の整備が不可欠。**
(面積：約16km²)
- 福島県内で発生した除染土壤や廃棄物、放射性セシウム濃度10万Bq/kgを超える焼却灰などを貯蔵
- 国は、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を法律に規定(改正JESCO法：2014年11月成立)



福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壤や廃棄物等が大量に発生しています。中間貯蔵施設への輸送対象物量は、約1,400万 m³と推計されており、東京ドームの約11杯分に相当します。

現時点でこれらの最終処分の方法を明らかにすることは困難であり、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要となっています。

中間貯蔵施設では、

- ① 仮置場等に保管されている除染に伴う土壤や廃棄物（落ち葉・枝等）
- ② 10万 Bq/kg を超える放射能濃度の焼却灰等を貯蔵します。

中間貯蔵施設は、2014年9月に福島県から、2015年1月に大熊町及び双葉町から施設の建設受入を容認していただきました。その面積は約16km²となっており、これは渋谷区とほぼ同じ面積になります。

※中間貯蔵施設への輸送対象物量（約1,400万 m³）の内訳

- ① 中間貯蔵施設にすでに搬入が終わったものの量
- ② 輸送待機量（焼却前の可燃物を含む仮置場等で保管されている量）
- ③ 仮設焼却施設等で減容化し、保管されている量

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2021年3月31日